

帯広市における「北の屋台」の特徴と意味 屋台政策の類型と今後のあり方に関する研究 その2

正会員 石丸 紀興

屋台 屋台政策 道路占用許可
道路使用許可 中心市街地活性化 起業政策

1. はじめに

前稿¹⁾に引き続き屋台政策について考察するものであるが、本稿は特に北海道帯広市に存在するいわゆる「北の屋台」についてその存在類型の特徴、意味等について考察するものである。なお、本考察に先立って、平成15年10月24日から27日までの現地調査を実施した。

2. 「北の屋台」成立前史

北海道は明治期あるいはそれ以前からの開拓により、大きな転換を遂げた。帯広市は日本屈指の酪農地帯である十勝平野に位置し、帯広百年記念館が昭和57年(1982年)に設置されたことからわかるように、帯広の開基は、明治15年(1882年)にさかのぼるのである。帯広はワシントンモデルに計画・造成されたいわれ、碁盤目状の整然とした街並みが特徴的である。帯広市史によれば、一商人藤本長蔵が越中国から北海道に行商に来て物資に仕入れや商売への道を見出し、明治30年に下帯広村での開店を果たし、紆余曲折の後、北越呉服を会社組織で設立した。大正4年に改築し、5年に株式会社藤丸呉服店と商号を改め、さらに昭和5年には鉄筋コンクリート4階建ての百貨店として開業した。これは東北海道に初めて出現したデパートであったといわれているが、なによりもこのデパートの立地点である西二条南八丁目十七、十八番地、後に昭和44年に新築移転した南九丁目十七・十九番地が、帯広の商店街活動の中心ポイントとなったことである。

帯広は戦災都市ではないが、戦後の状況は戦災都市と類似しており、ヤミ市、屋台の大量出現が見られた。坂本和昭著「北の屋台」(メタ・プレーン)によれば、「終戦前後につくられた疎開跡地は最適の露天市場となり、わずか半月の間に仮設店舗が建ちはじめた。昭和21年秋には、広小路に新興マーケットができた。」とあり、藤丸の立地する広小路が一つの商業中心となった。その後、帯広駅前に満蒙マーケットが出現し、西一条南九丁目に丸満連鎖店商業組合が、西二条大通り間には電信通マーケットが出現するなど、次々に違法建築としての店舗が出現した。しかし、やがて違法建築やヤミ市の取り締まりが強化され、常設店舗に転換できなかったヤミ市や屋台は、多くは昭和28年頃までに営業不能となり消滅し、マーケット時代は終焉したのである。

3. 「北の屋台」の成立とその特徴

始まりは、平成8年3月の帯広青年会議所のメンバーによる十勝環境ラボラトリー(TLK)の設立であった。「十勝から21世紀型のライフスタイルの提案と実践を行い、世界に向けて発信することで地球環境に貢献する」という目的であった。その活動過程で、都市構想プロジェクトと取り組み、平成11年2月には「まちづくり・ひとづくり交流会」を設立し、「街には中心部というへそが必要である」という共通認識に達したとされる。そして屋台というキーワードを得て様々な活動を続け、同年9月には帯広商工会議所の「北の屋台ネット委員会」に組織変更されるところとなった。その過程で国内各地(福岡、呉、広島、大阪、東京、仙台、高知、静岡、沖縄)と海外(台湾、韓国、香港、シンガポール、イギリス、アメリカ、ベトナム)の屋台を視察するなどして調査、研究を進めたという。

平成12年2月には「第1回寒さ体験実験」の実施と寒冷地対応の十勝型オリジナル屋台の開発、同月「北の起業広場協同組合」の設立、「北の屋台」のホームページ開設、写真パネルの展示会の実施等も進めた。平成12年7～8月に「北の屋台アイデア・デザインコンペティション」の開催、同年9月「ちょっと小粋なシンポジウム北の屋台の夢ひろば」の開催、11月全国規模でのアンケート実施と、多彩な企画を進め、実施してきたのである。そしていよいよ、平成13年1月に出店者説明会の開催、同2月には「第2回寒さ体感実験」の実施、6月から工事開始、7月29日正午オープンとなった。こうして自然発生的でなく、極めて計画的に、中心市街地の活性化や新たなまちづくりの発想の中から民間レベルで屋台の必要性が痛感され、現行の各種規制をクリアする屋台を考案し、「北の屋台」として実現に導いたのである。

その運用の仕方は独特で、もと駐車場であった民有地に戸別の屋台を集合させて立地させ、3年という期限付きで入居者を公募するというものであった。これによって道路交通法も道路法もクリアし、なおかつ公衆衛生法による営業許可を取得した。私有地での営業によって従来屋台営業にとっての多くの制限から開放されたのであるが、ここでは屋台営業を次の常設店舗やニュービジネスなどへのステップと考え、次の起業を奨励している。

The Characteristics and its Meaning of "Kita-no Yatai" in Obihiro City

A Study on Examining Specific Municipal Policies and Future Policy concerning Open Air Food Stands so called Yatai Part2

Norioki Ishimaru

これが今後の屋台のモデルとなるかどうかは疑問であるが、現段階での一つの回答であろう。

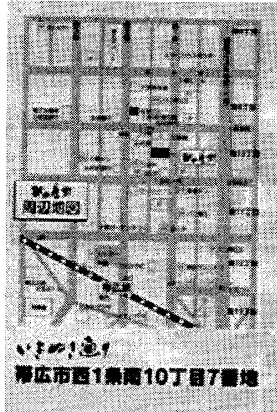
屋台の形態についてより詳細に記すと、帯広の街には独特の商業形態として連売市場が存在していて、その一つとして「一条市場」があったが、平成10年1月火災で焼失した跡地に、間口10.9m奥行き49m、面積約160坪を確保し、屋台敷地とした。月極19台の駐車場となっていたこの敷地は通り抜けできる形状で利用することとし、屋台1軒当たりの占有面積を間口3m×奥行3.3m、すなわち3坪とし、20軒の集合体として配置し、広場を取り、手押しポンプや樹木を設け、雪対策として通路にロードヒーティング整備した。通りは「いきぬき通り」と命名された。

4. 「北の屋台」の特徴

北の屋台と称される帯広の屋台は、一般の道路、歩道ではなく、通り抜けできる形状の民有地を使用しており、道路法、道路交通法の規制を受けることなく、すなわち道路使用許可や道路占有許可を取得することなく成立したもので、しかし食品衛生法の制約は免れないことから、厨房部分を上下水道、電気、ガスが供給される固定方式とし、そこに移動式の屋台をドッキングさせるという店舗形態とした。また夏期はフルオープン、冬季には冬囲い付の店舗形態が可能となった。

屋台の営業としていくつかの特徴をあげると、朝は野菜の「ファーマーズマーケット」、昼は花などの物販用屋台、ランチタイムのフードコート、オープンカフェ、夜は飲食用の屋台となることである。食材は地産地消ということで十勝産が推奨され、安全で安心なイメージを売っていることも挙げられよう。北の屋台の中に地元十勝の農家4軒で共同出資した2軒続きの屋台があり、ここでは農場でとれた産物でメニューを構成していることも指摘できよう。屋台全体でも、季節の食材を使用したメニューの提供がテーマとなっているのである。

北の屋台の権利関係は、屋台の敷地を借り、厨房部分の設備と建築を用意したのは、「北の屋台広場協同組合事務所」であり、その場所を20ブース、18軒の屋台として希望者を募り、選定の上賃貸しているのである。屋台の客席部分は借り主のそれぞれが用意し、借用期限が満了すると現状に復帰させることとなっている。基本的には3年間の期限付きで、長期的に可能というわけではない。むしろ、屋台をステップにして次の事業を開始して欲しいという希望が根底にあって、起業を勧める仕掛けとし



私有地に配置された屋台、排気設備と採光可能な常設の厨房部分と可動の客席部分の組み合わせ

て捉えられている。すなわち、この北の屋台そのものが地域起業であり、類似業種や他業種へ飛躍を促す起点となっている。18軒の屋台はすべて営業しているわけではないが、毎夜一定の出店があり、夜の帳がおりて人通りが少なくなる帯広中心市街地で、確かににぎわいを現出している。かくして北の屋台ではすでに、第二期の出店募集が始まっており、新たな段階に突入しつつある。

5. 北の屋台の意味—まとめて代えて

既に特徴として記述する中でその意味についても言及したのであるが、ここで通常の屋台と決定的に異なる点、共通する点という観点で意味を普遍化してみよう。

まず決定的な差異は、この北の屋台は道路、歩道上に立地しているわけではなく、行政からの道路法による道路占用許可も警察からの道路交通法による道路使用許可も必要ないということである。これは通常の屋台との単なる現象上の差というに止まらず、屋台の本質に係わる決定的な差である。それは他都市でも応用できるとはいえ、必ずしも簡単に応用できるものではないという関係にあり、屋台を成立させるために既存の制約をクリアしたと共に同時に、屋台が抱えている抜き差しならない問題から遠ざかるという側面もみせている。すなわち、公共空間の有効利用、あるいは道路空間の非交通的機能といったより普遍的な課題への回答ではないのである。しかし、逆に中心市街地活性化への正面からの取り組み、地域起業という屋台問題を越える取り組み、さらには地域食材生産の振興と連携の強化、季節的食材利用による季節感の浸透といった新たな問題提起と、屋台構造の変革という屋台の制約を克服した地平での新たな試みが指摘できるのである。

謝辞 本調査に当たっては、帯広市商工観光部都心振興課の関係者、北の起業広場協同組合専務理事坂本和昭氏、北の屋台営業者から貴重な情報を頂いた。ここに謝意を表するものである。

脚注

1) 前稿は、拙著「屋台政策の類型と今後のあり方に関する研究—呉市における事例を基本として—」(日本建築学会中国支部研究報告集第27巻、平成16年3月)として発表している。